2021.3.11 No.182 p. 1

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局 大阪市中央区道修町 3-3-10 日宝道修町ビル3F 06-6232-1095

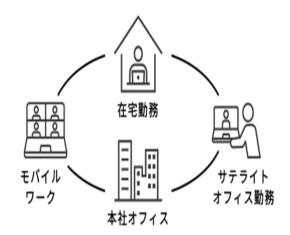
損保におけるテレワークの現状と問題点

コロナ禍で多くの大企業がテレワークを導入しています。政府や財界も昨年 4 月の第一次緊急 事態宣言時には、7 割の在宅勤務を目標に導入促進を呼びかけました。マスメディアでも、あ らたな働き方としてテレワークを評価する報道が相次いでいます。それでは、テレワークは良 いことばかりなのでしょうか。損害保険業界の現場からその内容を検証してみましょう。

テレワークの定義と分類

テレワークとは、情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことを言います。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語です。

その分類としては、働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられます(日本テレワーク協会)。



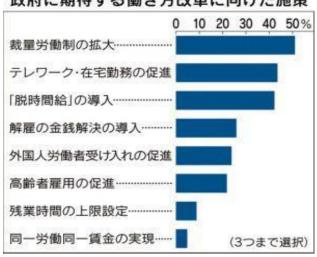
テレワーク導入に前のめりになるのは

かつて、2016年に日本経済新聞社がまとめた「社長 100 人アンケート」では、政府へ期待する「働き方革」について、1 位の「裁量労働制の拡大」に次いで「テレワーク・在宅勤務の促進」が2 位となっていました。

コロナで在宅勤務が推奨される以前から、財界・大企業ではすでにテレワークの導入がもくろまれていたのです。

社長 100 人アンケート (2016 年 9 月 15 日、日本経済新聞)

政府に期待する働き方改革に向けた施策



しかし、裁量労働制もテレワークも、〈労働時間は、労働者が使用者の指揮命令下に置かれた時間〉という「労働時間概念」を喪失させる危険性があります。在宅勤務の場合、企業がどのように労働時間を正確に把握するのかが大きな問題となります。

それでは、損保の現場の声を聞いてみます。

出社日は残業

「テレワークを3日、4日したあとに出社すると書類が山積みです。出社時は満員電車での通勤リスクを軽減するため、時差出勤が組まれています。①8時から4時、②9時から5時、③10時から6時、という形態です。

朝8時の出社では間に合わず、7時には出社して、夜7時まで残業。電話以外職場の仲間と一言も話さずに仕事に没頭してもこなせません。会社はテレワークでできる業務を増やそうとしていますが、やはり出社しないとできない業務が多いのが実情です」

オン・オフの切り替えが難しい

「オン・オフの切り替えが難しい。特に自宅はやはり生活の場です。そこへ仕事を持ち込むことは家族にも影響があります。テレワークで通勤時間がなくなり大変助かっていると話すミセスもいますし活用できるところは活用すれば良いと思います。が、公私の区分があいまいになり、健康上、精神面での懸念も多く残されています」

「これまで以上に勤務時間と私的時間の境界があいまいになり、サービス残業が増えることが危惧されます。会社の勤務時間管理は社外シンクラが接続している時間だけです。しかし、社外シンクラに接続しなくても保険契約内容照会や保険料試算はできます。さらに、通達やメールを見たり研修を受けたりすることは、いつでもどこでもできます。業務量が多くなれば『際限なく自宅で仕事』となりかねません」

日本経団連の現状認識

日本経団連は、2020年春のテレワークで業務 効率や生産性が向上したという企業が20%であったのに比して、低下したという企業は27%であったといいます。

その理由は次のとおりです。

- ① 不十分なテレワーク環境による遂行困難な業 務の存在
- ② 従業員同士のコミュニケーションの困難性
- ③ 部下の業務の進捗管理の困難性

そのうえで、「いずれにしても、生産性の維持・向上を図る観点から、各職場において最適なルールを策定することが望ましい」と述べています。(『2021 年度経営労働政策特別委員会報告』)

コロナ対策より「生産性」?

こうした現状からか、第二次緊急事態宣言下でのテレワーク実施率は昨年4月に比べ低下傾向にあるようです。西村康稔経済再生相は2月17日の記者会見で、テレワークが進まない理由として「社内ルール」や「機材が整わない」などが挙げられていると指摘したうえで、「そんな言い訳は通じない世界だ」と企業に厳しい口調で対応を迫りました。

その結果損保でも、テレワーク率の水増しを図っていると疑われかねないやり方がまかり通っています。出勤して会議室で仕事をする(損保ジャパン)、自宅で 1 時間テレワークを行ったあと出社し仕事を行う(三井住友海上)等々です。

これらもテレワークだと言うのでしょうが、コロナ対策であれば、在宅勤務でなければまったく意味がないことになります。日本経団連が言うように、損保会社にとっても「生産性の維持・向上」が錦の御旗なのでしょう。

コロナ禍を奇貨とした労働法制改悪

日本経団連はコロナ禍のテレワークを絶好のチャンスとして、労働法制の改悪に乗り出そうとしています。考えているのは「事業場外労働制」と「企画業務型裁量労働制」の拡大です。どちらも「みなし労働時間制度」の1つであり、いくら長時間働いても、一定の時間しか労働時間とみなさない制度です。

これらは損保業界でいち早く導入され、長時間 労働とサービス残業の隠れ蓑となってきました。

こうした火事場泥棒的なやり方を許してはなりません。

